

[夏合宿第4問]

神奈川県横浜市の会社に勤めている甲は、令和4年3月某日、友人乙の家で同人と共に休日を過ごしていた。そんな中、甲は、飲食店で仕事中の女友達Kに電話をして、同人と世間話を楽しんでいたところ、店長のLが、「仕事中に長電話はよしてくれ」と言いながら、Kが持っていた受話器を取り上げ、電話を一方的に切った。甲はこれに立腹し、再三にわたり飲食店に電話をかけ、Lに対して、Kへの取次を求めたところ、Lは、これを拒否し、「いい加減にしろ。お前みたいなやつと電話する暇はない。」と侮辱的な言葉を浴びせた。憤激した甲は、隣で一部始終を見ていた乙に対して、「あの店長許さん。店に押し掛けるぞ。」と申し向けた。乙は、面倒ごとに巻き込まれなくなかった上、L及びKと面識がなかったこともあって、甲の提案を断ったが、甲は、乙を無理矢理外に引っ張り出して、タクシーに乗せ、共にKが務めていた飲食店に向かわせた。甲は、タクシーの中で、乙に対して、「俺はあの店長と旧面だから、お前が先に行ってくれ。もしやられそうになったら、俺が何とかする。でも、もしものことがあったら、これを使ってくれ。」と言い、銃(グロック18c。殺傷力はそこまで高くはないが、自動拳銃であり、命中部位によっては致命傷、延いては死亡の危険性もある)を渡した。

数十分後、甲と乙は飲食店に到着した。甲は、休憩がてら買い物をするために店の外に出てきたKを発見し、同人に話をかけ、共に店から少し離れた喫茶店に入った。乙は、タクシーから降りて飲食店の隣の路地で待機していたところ、たばこを吸う為に店から出てきたLが、乙を甲だと誤信し、「お前、もう許さん。痛い目に合わせてやる。」と言いながら、近くにあった瓶で乙の後頭部を殴打し、衝撃で倒れた乙を手拳等で数回殴打した。乙は、このままでは死ぬかもしれないと思い、自分の生命身体を防衛する意思で、持っていた銃をLに向けて、装弾されていた19発を全て発射した。Lは、全身に銃傷を負い、検視の結果、出血過多並びに多臓器不全により、即死したことが判明された。

以上の事実関係の下、甲及び乙の罪責について検討せよ。なお、特別法違反の点については、考慮しないこと。

参考判例：最高裁平成4年6月5日第二小法廷決定